

## ○静岡県自転車等防犯登録実施要綱の制定について

(平成4年3月6日甲通達防第6号)

静岡県車籍登録実施要綱及び同要領（以下「要綱等」という。）については、昭和42年の制定以来数次の一部改正を重ねつつ運用してきたところであるが、近時、電子計算システムの導入や自転車販売方法の多様化など要綱等の規定にそぐわない実情が生じてきたため、静岡県防犯登録協会と協議の上、新たにみだしの要綱を別添のとおり定め、平成4年4月1日から実施することとしたので誤りのないようにされたい。

なお、「自転車車籍登録実施要綱及び同要領の制定について」（昭和42年甲通達防第26号）は廃止する。

別添

### 静岡県自転車等防犯登録実施要綱

#### 第1 趣旨

この要綱は、盗難の被害、遺失等に係る自転車及び原動機付自転車（以下「自転車等」という。）の迅速な発見及び被害回復を図るための自転車等の防犯登録（以下「登録」という。）について必要な事項を定めるものとする。

#### 第2 登録業務の運営

- 1 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）第12条第3項の規定により登録を行う者として公安委員会が指定した団体（以下「指定団体」という。）は、静岡県自転車軽自動車商業協同組合（以下「自転車商組合」という。）及び公益社団法人静岡県防犯協会連合会（昭和60年6月1日に社団法人静岡県防犯協会連合会という名称で設立された法人をいい、以下「県防連」という。）とし、県警察と連携して、登録業務を運営するものとする。
- 2 指定団体は、それぞれ次に掲げる者をもって登録業務を運営するものとする。
  - (1) 自転車商組合は、自転車商組合支部及び組合員
  - (2) 県防連は、自転車等防犯登録業者として指定をした者（以下「登録業者」という。）
- 3 指定団体は、それぞれ所属する自転車等小売店を防犯登録所として指定し、店舗の見やすい箇所に「防犯登録所」の表示をさせるものとする。

#### 第3 登録の対象

登録は、静岡県内において使用される自転車等を対象とするものとする。

#### 第4 登録方法

- 1 登録は、自転車等の利用者の申出に基づき防犯登録所が行うものとする。
- 2 防犯登録所は、登録の申出を受けたときは、次に掲げる処理を行うものとする。

- (1) 防犯登録カード（様式第1号。以下「登録カード」という。）を作成し、登録を申し出た自転車等の利用者（以下「登録申出者」という。）に所有者控票を交付する。
  - (2) 登録の申出に係る自転車等の見やすい場所に登録標（様式第2号）を貼り付ける。
  - (3) 所属する指定団体に登録カードのうち静岡県警察本部票（以下「警察本部票」という。）を速やかに送付する。この場合において、自転車商組合に送付するときは、自転車商組合支部を経由するものとする。
- 3 登録カード及び登録標は、自転車商組合に所属する防犯登録所にあつては県名（静岡県）を、県防連に所属する防犯登録所にあつては県防連名（CPA）をそれぞれ表示したものをを用いるものとする。

#### 第5 登録費用

登録に要する費用は、登録申出者が負担するものとする。

#### 第6 登録カード及び登録標

- 1 登録カード及び登録標は、この要綱で定める様式により自転車商組合が作成するものとする。
- 2 防犯登録所は、自転車商組合に所属する者にあつては自転車組合支部を通じ、県防連に所属する者にあつては、県防連を通じ、それぞれ必要数の登録カード及び登録標を受領するものとする。
- 3 自転車商組合、県防連、自転車商組合支部及び防犯登録所（以下「登録従事者」という。）は、登録カード及び登録標の受払台帳を備え、授受の状況を明らかにしておかなければならない。
- 4 登録従事者は、登録カード、登録標、受払台帳等の盗難、紛失及び毀損の防止に努めるとともに、登録カードに係る情報を第三者に漏らす等のことがないようにその保秘に努めなければならない。

#### 第7 登録カードの回収整理等

- 1 自転車商組合、自転車商組合支部及び県防連は、防犯登録所が作成した登録カードのうち警察本部票を速やかに回収するよう努めなければならない。
- 2 指定団体は、回収した警察本部票について、点検、修正及び必要事項の記載を行った上、当該警察本部票に係る電磁的記録（電子的方式、電磁的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を作成し、速やかに県本部生活安全企画課長（以下「生活安全企画課長」という。）に送付するものとする。
- 3 指定団体は、前記1の警察本部票及び前記2の規定により作成した電磁的記録の写し（電磁的記録を電磁的記録媒体に複製したものをいう。以下同じ。）を次の区分に従い、次の期間保管しなければならない。

(1) 警察本部票 当該警察本部票に係る電磁的記録を生活安全企画課長に送付した日から起算して1年間

(2) 電磁的記録の写し 当該電磁的記録の写しに係る電磁的記録を生活安全企画課長に送付した日から起算して10年間

#### 第8 電子計算機への入力

生活安全企画課長は、第7の2の規定により指定団体から送付された電磁的記録を電子計算機に入力するものとする。

#### 第9 市町からの照会に対する対応

1 市町から、市町条例に基づき撤去した自転車等に関する資料の提供（以下「自転車等の照会」という。）を求められたときは、その市町を管轄する警察署の生活安全課（刑事生活安全課生活安全係）において対応するものとする。

2 県外市町村からの自転車等の照会については、県本部生活安全企画課において対応するものとする。

#### 第10 その他

現に登録されている自転車等は、この要綱によって登録されたものとみなすものとする。

#### 第11 委任

この要綱に定めるもののほか、防犯登録の実施に関し必要な事項は、生活安全部長が別に定める。